

障企発第13号
平成13年3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）
の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の
一部改正について

標記については、平成3年9月26日社更第199号、児障第29号、児母衛第32号社会局更生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名により通知しているところであるが、今般、同通知を下記のとおり改正することとしたので、ご了知の上、管内市町村、関係機関、関係団体、関係業者等に周知方ご配意願いたい。

記

1 改正の趣旨

- (1) 平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」が平成13年3月30日厚生労働省告示第161号により改正され、平成13年4月1日から適用されることになったことに伴い、身体障害者用物品の追加等を行うこと。
- (2) 特殊寝台に係る取扱いについて変更すること。
- (3) 過去の改正漏れ等について、所要の改正を行うこと。

2 改正の内容

(1) 告示改正に伴うもの

①製品の追加

(ア) 視覚障害者用拡大読書器 (別表第2中)

- ・アシストビジョンAV-100 (株式会社タイムズコーポレーション)
- ・アシストビジョンAV-100 (株式会社エルモ社)
- ・アシストビジョンAV-110 (株式会社タイムズコーポレーション)
- ・アシストビジョンAV-110 (株式会社エルモ社)
- ・アシストビジョンAV-200 (株式会社タイムズコーポレーション)
- ・アシストビジョンAV-200 (株式会社エルモ社)
- ・MG-22 (株式会社エルモ社)
- ・MG-23 (株式会社エルモ社)

(イ) 視覚障害者用拡大読書器 (別表第2の2中)

- ・アラジンプロ75 (有限会社ジェーエムシー)
- ・ミニビューアー (有限会社ジェーエムシー)

②製品の削除

(ア) 盲人用カセットテープレコーダー (別表第1中)

- ・RQ-8149 (社会福祉法人日本点字図書館)

(イ) 視覚障害者用拡大読書器 (別表第2中)

- ・PDIスマートビュー (東京ソフトウェア株式会社)
- ・PDIスマートビューMS型 (東京ソフトウェア株式会社)
- ・AV-20 (株式会社タイムズコーポレーション)

(ウ) 携帯用会話補助装置 (別表第5中)

- ・キャノン・コミュニケータCC-7J (キャノン株式会社)

③販売元の住所変更 (別表第5中)

- ・社団法人銀鈴会の住所を「東京都港区新橋五丁目7番13ビュロー新橋901」に改める。

(2) 特殊寝台の取扱いに係るもの

通知中、第2の30特殊寝台の項中「(2) マットレスは含まれないものであること。」とあるのを削除する。

マットレスについては、これが特殊寝台と同時かつ一体的に譲渡又は貸付される場合には、その全体が非課税扱いとなること。

(3) その他所要の改正

第2の2(3)及び13(3)中「援護の実施機関から発行される処分箋」を医師が作成する処方箋に改める。

第2の23から27まで、28の2、及び34中「をいうもの」を削る。

第3の2(1)中「高度難聴用イヤホン交換」の下に、「箱形(骨導型用)レシーバ交換」を加え、「及び」を「、」に、「・」を「、」に改め、「空気電池交換」の下に「及び眼鏡形平面レンズ交換」を加える。

第3の2(3)中「及び」を「、」に改め、「フローテーションパット交換」の下に「及び夜光装置交換」を加える。

第3の2(4)中「及び」を「、」に改め、「充電器(本体に内蔵されたものを除く。)交換」の下に「、オイル交換及びグリス交換」を加える。